

陸前高田市立広田小学校における「学校いじめ防止基本方針」

平成26年2月策定（平成30年2月改訂）

（令和4年3月改訂）

本方針は、平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条」が平成29年3月に改訂されたことを受け、陸前高田市立広田小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に「陸前高田市立広田小学校いじめ防止基本方針」として定めるものであります。

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させています。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要です。また、いじめの問題の解決には、「児童にいじめを絶対に許さない」という意識と態度を育てることが大切です。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「心豊かで思いやりのある子」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめ問題に対する基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではありません。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要です。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題です。
- (4) いじめは家庭教育の在り方にも大きな関わりをもっています。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題です。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがあります。

4 いじめ問題に対する基本的な構え

- (1) 日常から危機感を持ち、未然防止、早期発見・早期対応、いじめ問題の対処を行い、児童を守ります。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、児童一人一人に徹底します。
- (3) 「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にします。
- (4) いじめ解消に向けて、注意の継続や必要な指導を行い、関係者が連携を図りながら見届ける必要があります。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組めます。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進します。

- (3) 学ぶ楽しさ、わかった・できたという喜び、認め合う姿勢を大事に、わかる授業づくりに努めます。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実努めます。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童の主体的な取り組みに対する支援を行います。

2 児童に培う力とその取り組み

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育みます。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育みます。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図ります。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高めます。

3 いじめの防止のための組織と具体的な取り組み

- (1) 本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員
校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、関係職員（必要に応じて）
- (2) 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、具体的取り組みを行います。
 - ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
 - ② いじめの相談・通報の窓口としての対応
 - ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集・記録と共有
 - ④ いじめの疑いに係る情報があつた際の緊急会議の即時開催と情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携、関係機関との連携等の対応
- (3) 開催時期
月1回（職員会議での「各学級の様子報告」を活用）とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とします。
- (4) 学校いじめ基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直し（PDACサイクル）を行います。

4 児童の主体的な取り組み

- (1) 児童会執行部を中心とした「あいさつ運動」、JRC委員会を中心としたボランティア活動に取り組みます。
- (2) 縦割り班による清掃活動を実施します。
- (3) 認め合いを育み、望ましい人間関係づくりを目途に、行事を通しての異学年交流を行います。
- (4) 人権教育の全体計画に基づいた話し合い活動等を実施します。
- (5) いじめ撲滅運動や命の大切さを呼びかける活動などを行い、子供同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進します。
- (6) 児童に対するアンケート・聞き取り調査を通して、いじめの傍観者とならず自らいじめを知らせることを理解させるように努めます。

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針の概略を、学校運営協議会を通して、関係機関への周知に努めます。

- (2) P T A総会等を通して、保護者に指導方針について説明を行います。
- (3) いじめ防止等の取り組みについて、学年・学級通信、懇談会を通じて保護者に協力を呼びかけます。(「いじめのサインに敏感に!」:元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気づいてもらうための内容など)
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開します。
- (5) 学校いじめ防止基本方針については、ホームページに掲載し、その内容を容易に確認できるようにします。

6 教職員研修

- (1) 学校いじめ防止基本方針の確認と共通理解(全教職員で年度初めに実施)を図ります。
- (2) いじめの問題にかかわる校内研修会(職員会議の活用)を実施します。

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がけます。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮します。(学級担任は日記等も活用します。)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努めます。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間やスポ少との情報交換をしながら発見に努めます。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行うとともに、日常生活におけるトラブルへの素早い対応と解消に努めます。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深めます。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行います。アンケートについては、速やかにまとめ、職員の共通理解を図りながら、必要に応じて指導します。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査等を実施します。
 - ① 生活(いじめ)アンケート 年4回実施(5月、7月、11月、2月)
- (2) 保護者を対象とした調査等(年2回)を実施します。
 - ① まなびフェスのふり返り(7月、12月)
- (3) 教育相談
 - ① 生活(いじめ)アンケート調査後の教育相談
 - ② 場と機会を意図的に捉えての教育相談(チャンス相談:随時)
 - ③ 必要に応じ、個別またはグループを対象に計画的に行う教育相談(呼び出し相談:随時)
 - ④ 児童からの自発的な相談に応じる教育相談(自発相談:随時)

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととします。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行います。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとします。

○日常のいじめ相談（児童及び保護者）	・ ・ ・ ・ ・	全教職員が対応
○スクールカウンセラーの活用	・ ・ ・ ・ ・	担任と相談し教育相談担当が対応
○地域からのいじめ相談窓口	・ ・ ・ ・ ・	副校長，生徒指導主事
○インターネットを通じて行われるいじめ相談	・ ・	学校・市教育委員会または所轄警察署
※市町村設置の相談窓口	・ ・ ・ ・ ・	市教育委員会等
※24時間いじめ相談電話（県教委）	・ ・ ・ ・ ・	019-623-7830（24時間対応）

IV いじめの問題に対する措置（早期対応・組織的対応）

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり，通報を受けたりしたとき，又，相談を受けたときは，特定の教職員が抱え込むことなく，速やかに組織的な対応をします。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに，いじている側の児童には，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導にあたります。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては，謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にします。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと，保護者の協力を得て，関係機関・専門機関と連携し，対応にあたります。

2 いじめの発見・通報を受けたときの組織的な対応

(1) 素早い事実確認と報告・連絡・相談

- ① 発見・通報を受けた場合には，速やかに組織的に対応します。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止めさせ，発見した職員が事実確認を行いいじめた児童へ適切に指導します。軽微な事案でも，全教職員へ連絡し，以後の見守りに生かします。
- ③ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し，いじめの疑いがある行為には，早い段階から的確に関わりを持ちます。その際，いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全等には十分に配慮します。
- ④ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において，いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から，関係機関等と相談して対処します。なお，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，陸前高田市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処します。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① いじめを発見したり，通報を受けたりしたときは，速やかに生徒指導主事が「いじめ防止対策委員会」を開催し，校長以下すべての教員の共通理解のもと，組織的な対応を図ります。その後は，当該委員会が中心となり，速やかに事実の有無の確認を行い，その結果は，校長が責任を持って，陸前高田市教育委員会に報告するとともに，該当の担任が被害・加害児童の保護者にも連絡し，事後の指導にあたります。
- ② いじめの事案について，生徒指導の範疇で対応する事案であるか，警察への通報を要する事案であるかを適切に判断します。
- ③ いじめられている児童や保護者の立場に立ち，関係者からの情報収集を綿密に行い，事実確認をします。
- ④ いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

(3) いじめられた児童への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から，事実関係の聴取を行う。その際，いじめられている児童には十分に配慮します。また，児童の個人情報等の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。
- ② 家庭訪問等により，可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝え，できる限り不安を除去するとともに，いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合，複数の教職員で

見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じます。

- ③ いじめを受けた児童の心を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携を図りながら、指導を行います。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。

(4) いじめた児童への指導及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導します。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
- ② しっかりと事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて関係機関等の協力を得て、再発の防止を図ります。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が今後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ④ いじめを行った児童に心理的な孤立感・疎外感を与えないよう配慮しながら適切な指導のもとで学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携を図るとともに、個人情報等の取扱い等には十分に留意しながら対応します。
- ⑤ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討します。なお、状況に応じて出席停止制度の活用については十分に陸前高田市教育委員会と協議します。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせます。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせます。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援します。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、陸前高田市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処します。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、陸前高田市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求めます。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求めます。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得ます。

5 いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに関わる行為が止んでいること
※少なくとも3ヶ月の機関を目安とします。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
※面談等により確認します。

いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、その後も日常的に注意深く観察していきます。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより広田小学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ① 児童が自殺を図った場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ② 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 神経性の疾患を発症した場合 等
- (2) いじめにより広田小学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【いじめ防止対策推進法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに陸前高田市教育委員会に報告します。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして対処します。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

陸前高田市教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応します。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行います。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保します。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にします。特に、客観的な事実関係を速やかに調査します。
- (4) 調査結果を陸前高田市教育委員会に報告します。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供します。この場合、関係者の個人情報に十分に配慮します。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼します。
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組みます。

■学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合

陸前高田市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に広田小学校の取り組みを評価します。

- いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること
- いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得ます。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。